

一般社団法人日本データベース学会論文誌 著作権規程

2021年4月1日制定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本データベース学会（以下、本学会という）が編集、発行する日本データベース学会和文論文誌および英文論文誌（以下、総称して「本論文誌」という）に投稿された論文等（以下「投稿論文等」という）に関する著作権の取扱いについて取り決めることを目的とする。

(著作権の帰属)

第2条 本論文誌に投稿された投稿論文等に関する国内外の一切の著作権は、本学会に最終原稿が投稿された時点において、原則として本学会に帰属する。

2 特別な事情により前項の原則が適用できない場合の投稿論文等に関する著作権の取扱いについては、同論文等の著作権者と本学会との間で協議の上措置する。

(第三者への利用許諾)

第3条 第三者から投稿論文等の利用許諾要請があった場合、本学会が必要と認めた場合については有償または無償で許諾する。また、理事会の承認を経て、利用許諾に関する権限を外部機関に委託することができる。

2 前項の処置により第三者から本学会に利用許諾の対価の支払いがあった場合には、本学会の収入として受け入れ、学会活動に有効に活用する。

(著作者の権利)

第4条 投稿論文等の著作者が、本論文誌に採録された自己の投稿論文等を利用しようとする場合、同著作者は本学会に事前に申し出を行い、本学会の指示に従うものとする。ただし、以下のいずれかに該当する場合には本学会への申し出なく、自己の投稿論文等を利用することができる。

(1) 著作者が非営利目的で自己の投稿論文等を他の著作物もしくは Web サイトに掲載する場合。ただし、本論文誌が出典であることを明記することとする。

(2) 自己の元の投稿論文等を 25%以上変更する場合。

(著作権者の責任)

第5条 本論文誌に掲載された投稿論文等の内容については、当該論文の著作者自身が一切の責任を負うものとする。

(著作権侵害)

第6条 本論文誌に掲載された投稿論文等に対して第三者による著作権侵害（あるいは侵害の疑い）があった場合、本学会と著作者が対応について協議し、解決を図るものとする。

(規定の改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1. 本規程は、2021年4月1日から施行する。